

19世紀ドイツの商事会社の利益計算

—ロエスレル日本商法草案及び明治商法の時価評価規定解明の手がかり—

川 端 保 至

I. はじめに

本稿では 1861 年普通ドイツ商法典（以下 ADHGB）の 31 条（評価規定）を取り上げる。ロエスレルは自己の商法草案 33 条（時価評価規定）はドイツ商法より抄出したという。しかし形式的に導入しただけでその意図は取り入れていない。明治商法の評価規定を分析するには ADHGB 評価規定の誕生史の研究が必要である。まず関係規定を見ておこう。

ロエスレル商法草案 33 条「…財産目録及ヒ比較表ヲ製スル時ハ…作成時ニ当時ノ相場又ハ時価ヲ附スヘシ…」

同 33 条の理由：「不実ナル價位…ヲ付センカ、是レ自カラ欺クモノナリ。故ニ此ノ如キ虚構詐欺ノ作爲ハ法律ノ明文ヲ以テ之ヲ禁スルヲ良シトス…此規則ハ独逸商法ヨリ抄出する處ニシテ虚欺ノ價殊ニ実価ヨリ高キ價ヲ付スルヲ禁スル者ナリ」

明治 32 年商法 26 条「…財産目録には動産、不動産、債権その他の財産にその目録調製の時に於ける価格を付することを要す。」

ADHGB31 条「財産目録及び貸借対照表の作成には全部の資産項目及び債権は作成時に付すべき価値で記載しなければならない。…」

同 106 条「各社員勘定では、各事業年度末に自己の出資について…100 分の 4 の利息を加算（貸方記入）し（gutzuschreiben）、事業年度中に持分から引出した金額について同率の利息を減算（借方記入）する（zur Last zu schreiben）。

これによって社員に属する利息は社員の会社財産持分を増加する。

この利息付与（die Deckung dieser Zinsen）の前に利益はなく、会社の損失は利息によって増加する。」

同 107 条「各事業年度末に、財産目録及び貸借対照表に基づいて、この年度の利益又は損失を計算し、各社員についてその持分を計算する。

各社員の利益は会社財産に対する社員持分を増額し（zuzuschreiben）、損失は社員持分から減額する（abzuschreiben）。」

ADHGB の規定からわかるのは、合名会社の利益計算（106 条、107 条）で「作成時に付すべき価値」（31 条）に基づいて作成する貸借対照表の示す利益は、出資金の利息だけ少なくなった額ということになる¹⁾。立法者は貸借対照表にどのような役割を期待していたのか。これら商事会社の

会計規定誕生の経緯を知ることが ADHGB の 31 条、ロエスレル草案さらには明治 32 年商法の時価評価規定の解明につながる。

前もって結論を述べておこう。

- ① ADHGB の時価評価規定 31 条は合名会社と合資会社を対象としたものである（株式会社は対象外）。
- ② ニュルンベルク会議は合名会社等の会計規定をローマ法の組合 (Societät) 概念と当時の商事慣行をもとに作成した。具体的には財産出資に利息を付与し、財産目録と（利息付与後の）貸借対照表に基づいて年度損益を計算、損益は社員間で均等分配して各社員勘定に増額または減額記入する。利益持分の支払いは会社契約終了時に出資財産の返還とともに行う。（会議での議論の結果前年度の利息と利益持分は引出し可能となった。）
- ③ ロエスレルは ADHGB の意図を理解せず、形式的に時価評価を採用するとともに、ADHGB では非適用の株式会社にも時価評価を適用するかのごとき規定を設けた。

論述に先立ち、ドイツの商事会社会計に関して留意すべき 3 点と、会計規定分析の 2 視点を述べる。前者は 19 世紀前半期までの会計環境である。後者は会計規定を生み出した商事慣行の考え方である。前者の 3 点を念頭に、後者の分析 2 視点について、ADHGB を生み出したニュルンベルク会議での議論を検証する。ニュルンベルク会議は一定の意図をもって会社会計規定を設けたことがわかる。

II. 商事会社会計規定の 3 留意点と会計規定分析の 2 視点

19 世紀ドイツ商事会社会計で留意すべきは次の 3 点である。

- ① 利益分配と利益支払いの区別
- ② 株式会社の設立は 1870 年株式法改正法の準則主義採用まで邦政府の許可が必要
- ③ ニュルンベルク会議で議論の対象は合名会社と匿名会社（匿名会社は第 2 読会で合資会社に名称変更）

第①点は、毎年度の利益分配は必ずしも利益支払いを意味しないということである。分配利益は各社員勘定に増額（損失なら減額）記入するだけであった。社員が分配済利益を引出すには引出す権利が必要であった²⁾。第②点は、例えばプロイセンでは 1870 年株式法改正法の準則主義採用まで、株式会社設立には政府の許可が必要で、かつ毎年度監督を受けていたということである³⁾。第③点は、その結果、ニュルンベルク会議の会社会計を巡る議論の対象は合名会社と匿名会社（合資会社）であったということである。

1) これに関連して後出脚注 27 の 1897 年ドイツ商法典の合名会社規定（120 条、122 条）に関する我国の研究者の注釈を参照されたい。神戸大学外国法研究会編 [1956]、『独逸商法 [I]』[会社法]、27-32 頁。

2) Anschütz, Völderndorff [1870], 2. Band, SS.223-225.

3) ADHGB 174 条、208 条。1870 年株式法改正法及び理由書 [1870], SS.649-650; ter Vehn [1929], S.436, S.438. 大隅健一郎 [1953], 68 頁。

会社会計規定を分析する視点は次の2つである。

- ①会社事業のとらえ方—会計期間について
- ②財産出資と労務出資の利益貢献度

①の会社事業のとらえ方は、

- A. 会社事業を1つのまとまりのある全体 (ein Ganzes (プロイセン第2草案及び理由書, 第2部: 理由書, 79頁), ein zusammenhängendes Ganzes (ニュルンベルク会議, 第2読会, 3. Theil, 997頁。Staub [1896], S.181)) と考え, 会社事業終了時に財産返還とともに利益計算するの
かどうか (全体損益計算, 途中の利益持分の支払いは仮払い),
- B. 毎年度事業が完結し, 翌年は会社事業が新しく始まると考えるのか (期間損益計算, 利益持
分の支払いは毎年度完結),

という点である⁴⁾。ニュルンベルク会議の結果 ADHGB は「表1」のようになった。

表1 ADHGB の会社事業のとらえ方 (分析視点①)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・合名会社: 会社事業は「1つの全体」(全体損益計算)
理由: 合名社員は無限責任, 社員死亡で会社解散 (123条)
妥協的措置: 前年度の利息と (会社事業を害しないかぎり) 前年度利益持分の支払いを請求できる
(107条, 108条) ・合資会社: (社員によって異なる)
無限責任社員→会社事業は「1つの全体」(全体損益計算)
有限責任社員 (合資社員, 以下同) →会社事業は毎年度完結 (期間損益計算)
理由: 無限責任社員: 合名会社規定を準用 (161条)
(無限責任社員死亡で会社解散)
: 有限責任社員: 前年度の利益持分の支払い承認, 有限責任社員はその後の損失でも受取済配
当金の返還義務なし (161条)
(有限責任社員死亡で会社は解散せず (170条)) |
|--|

②の財産出資と労務出資の利益貢献度は、

- C. 成果を生み出す源泉は資本だけなのか (利益分配基準は財産出資割合), それとも
- D. 資本と労働の両方なのか (利益分配基準は社員間均等分配, 財産出資に利息付与)

という点である⁵⁾。

ニュルンベルク会議の結果 ADHGB は「表2」のようになった。合資会社の利益分配方法を断念した理由は議論が紛糾して基準を設けることができなかつたためである。

1857年ニュルンベルクでドイツ全土に適用する商法典の編纂作業が始まる。もともなつたのはプロイセン第2草案とオーストリア草案であった。プロイセン第2草案の前にプロイセンはすでに商法典草案 (プロイセン第1草案) を作成していた⁶⁾。

4) プロイセン第2草案及び理由書, 第2部: 理由書, 79頁。『ニュルンベルク会議の議論』, 3. Theil, 997-998頁。Staub [1896], S.181.

5) 『ニュルンベルク会議の議論』, 3. Theil, 994頁。

6) 以下の商法典及び同草案の邦訳は安藤英義 [1985], 土方久 [1986], 百瀬房徳 [1998] 氏等先行研究を参照されたい。

表2 ADHGBの財産出資と労務出資の利益貢献度(分析視点②)

- ・合名会社：利益貢献度は同じ，財産出資には利息付与
理由：財産出資に4%の利息付与，利息付与後の利益は労務出資者と財産出資者に均等分配（109条）（利益貢献度は同じ）
- ・合資会社：財産出資に4%の利息付与，利益分配方法は法律規定を断念
理由：利息付与について合名会社規定を準用（161条）
：利益分配方法は会社契約に委ね，会社契約に規定ないとき裁判所に判断を委ねる（162条）（利益貢献度は会社契約に委ねる）

Ⅲ. プロイセン第1草案とプロイセン専門家会議での審議

プロイセン第1草案は，1794年プロイセン一般ラント法（以下ALR）の評価規定を受け継ぎ，33条で取得原価評価と不均等原則等を規定した⁷⁾。「表3」はプロイセン第1草案の要点，「表4」は分析2視点である。

プロイセン第1草案は，分析視点①（会社事業のとらえ方）について，合名会社では会社事業を1つの全体とみなして会社終了時に損益が確定する（108条）（全体損益計算）。匿名会社では損益

表3 プロイセン第1草案の会計規定

- ①総則33条：取得原価評価，不均等原則
- ②合名会社
 - ・利息付与，利息付与後の貸借対照表余剰を利益として社員間で均等分配⁸⁾（107条）
 - ・会社終了前の利益持分の支払い禁止，利益支払いは会社終了時に会社財産の返還とともに実施⁹⁾（108条）
 - ・合名社員死亡で会社解散（123条）
- ③匿名会社（のちの合資会社）
 - ・利益を毎年度計算して分配（158条）
 - ・匿名社員《有限責任社員》が善意で受け取った利益はその後の損失でも返還不要（158条）
 - ・利息の支払いは前年度の利益持分からのみ支払可能（160条）
 - ・無限責任社員死亡で会社終了（161条）（匿名社員死亡で会社解散せず）

表4 プロイセン第1草案に関する2視点分析

- 会社事業のとらえ方（分析視点①）
- ・合名会社では，会社事業は「1つの全体」，会社終了時に損益が確定，利益支払いは会社終了時（108条）（全体損益計算）
 - ・匿名会社では毎年度に損益を計算・支払う（158条）（期間損益計算）
匿名社員→期間損益計算
無限責任社員→全体損益計算（無限責任社員死亡で会社解散）
- 財産出資と労務出資の利益貢献度（分析視点②）
- ・合名会社は，財産出資に利息付与，利益は均等分配（107条）
（労務出資と財産出資の利益貢献度は同等，財産出資に利息付与で優遇）
 - ・匿名会社については明確ではない（財産出資に利息付与・160条）

7) プロイセン第1草案と専門家会議議事録，6頁，18-20頁，26頁。

を毎年度計算・支払う(158条)(期間損益計算)(匿名会社の無限責任社員には全体損益計算)。

分析視点②(財産出資と労務出資の利益貢献度)について、合名会社は、財産出資に利息を付与し、利益は均等分配する(107条)(利益貢献度は同じ)。匿名会社ははっきりしない。

プロイセン第1草案を審議したプロイセン専門家会議では33条の取得原価評価反対の意見が出て33条削除に合意した。他方33条は第3者との関係で重要だということになり、商事会社の個所で33条を再度議論することになった¹⁰⁾。

合名会社に関する審議では「貸借対照表作成時にそれが有している実際の価値価格」で商品の評価するという多数意見が出た¹¹⁾。そののち178条の審議で「実際に実現した利益」だけを分配すべしとして次のような提案を承認した¹²⁾。

「分配する年度利益は…33条に従い作成する貸借対照表により明らかとなる利益から、在庫商品の時価が棚卸時点で商品の購入価格を超えることによって貸借対照表で明らかとなった利益部分を前もって控除するという方法で計算する。」

つまり33条の貸借対照表は時価評価して作成するけれども、分配利益は時価評価による利益から未実現利益を控除して計算する^{13) 14)}。この結果を受けてプロイセン第2草案が出た。

IV. プロイセン第2草案の規定とニュルンベルク第1読会の審議

プロイセン第2草案の会計規定は「表5」、分析2視点は「表6」である。

分析視点①(会社事業のとらえ方)について、合名会社では会社事業を1つの全体と見なし、会社終了時に最終的に損益を確定して支払う(全体損益計算)。匿名会社については匿名社員(有限

8) ブリンクマン(Brinckmann [1853], SS.160-162)は当時の商事慣行を述べている。以下要約を示す。当時の商事慣行では、まず損益を計算し、そののち出資総額ないし最終の貸借対照表に基づく純財産額について法定の資本利息を計算する。資本利息分だけ利益は少なくなる。利息は各社員の持分に加算する。利息控除後の損益も人数で割って各社員勘定の持分に記入する(利益なら持分増加、損失なら持分減少)。ただし各社員勘定に増額記入した利益支払いは中間期間には要求できない。なぜなら利益は会社終了時に会社財産とともに分配するからである。この原則は近年でも適用されており、この原則を適用しないなら非適用を契約で協定しなければならないという。

9) 当時の実際の商事会社契約は入手できない。ベック(Beck)編纂の会社契約書式集掲載の会社契約では「そのさい取引で半年ごとに利益を得たものは…期末計算《半年決算》終了後に各社員の出資資本に応じて各社員勘定を…増額し、…元帳の各社員勘定にきちんと記入するが、契約上の10年の経過前に社員の出資資本について何ら引出す権利はなく(但したいへんな困窮状態のときは除く)、取引活動を強化するよう努力しなければならない。」として会社契約終了前の資本及び分配利益の引出しを禁じている(Beck [1742], S.610)。この書籍は1724年、1742年、1750年、1765年に出版されている。会社契約に関しては基本的に同内容である。1724年版は、財産出資と労務出資の2名で設立した会社について、4年間の会社契約、4年間は利益支払いを行わないと規定している(Beck [1824], SS.602-603)。

10) プロイセン第1草案と専門家会議議事録、11頁。

11) 上掲書、31頁。

12) 上掲書、44頁。

13) この条文が示唆している会計方法として我国の明治商法での議論が参考になる。高寺貞男著[1974年]、第VI章「明治32年の商法と評価損益論争」(333-388頁)参照。

14) 株式会社の個所では議論していない。というのは株式会社の設立と運営には政府の許可と監督が必要だったからである(プロイセン第1草案188条、配当利益計算については185条)。

表5 プロイセン第2草案の会計規定

<p>①総則：評価方法不明（31条）（但し109条から時価評価だとわかる）</p> <p>②合名会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録と貸借対照表で利益計算，時価評価して計算した利益から未実現利益を控除（109条） ・財産出資に利息付与，利息付与後の貸借対照表余剰が利益，利益分配方法は契約にないとき社員間均等分配（110条¹⁵⁾） ・利益持分の支払いは会社終了時に財産返還とともに実施（112条） ・労務出資社員は自己の生計費だけ引出し可能（112条） ・社員死亡で会社解散（118条） <p>③匿名会社（のちの合資会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産出資割合を基準に毎年度利益の分配と支払い（151条） ・財産出資に利息は付与せず（151条） ・労務出資社員の財産出資割合は最少財産出資者と同額（151条） ・匿名社員死亡で会社は解散せず（154条） （無限責任社員死亡で会社解散）

表6 プロイセン第2草案に関する2視点分析

<p>会社事業のとらえ方（分析視点①）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・合名会社：会社事業は1つの全体，会社終了時に損益が確定，利益支払いは会社終了時（112条）（全体損益計算） ・匿名会社：毎年度損益を計算して支払う（151条，152条） 匿名社員→期間損益計算（匿名社員死亡でも会社解散せず，154条） 無限責任社員→全体損益計算（無限責任社員死亡で会社解散）
<p>財産出資と労務出資の利益貢献度（分析視点②）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・合名会社：財産出資に利息付与，利益は均等分配（109条，110条） （利益貢献度は同じ，財産出資に利息付与で優遇） ・匿名会社：財産出資に利息付与なし（151条） ：労務出資は利益分配基準で最少財産出資と同じ（151条） ：利益は出資額割合で分配（151条） （利益貢献度は異なる）

責任社員）に関して毎年度損益を確定して支払う（期間損益計算，毎年度事業完結）。（無限責任社員には全体損益計算）。

分析視点②（財産出資と労務出資の利益貢献度）について，合名会社では財産出資に利息を付与し，損益は均等分配する（利益貢献度は同じ）。匿名会社については，財産出資に利息はなく，利益は出資額割合で分配する（利益貢献度は異なる）。

第2草案理由書は合名会社と匿名会社とで利益支払方法が異なるという。理由は社員の事業参加の意図が異なるからである。合名会社は事業を「1つの全体」とみなし，会社事業終了時に利益が確定する。これに対し匿名会社の有限責任社員は利益持分の支払いを期待しての出資である。そこ

15) 規定の理由は後出「第VIII節」の末尾（120-121頁）参照。

で匿名会社の会計慣行を考慮して毎年の利益支払いを決めた。出資額割合での利益分配も、匿名会社では出資金が経営の中心となる。そのため出資額割合での利益分配基準を採用した。財産出資に利息を付与しないも同じ考え方である。利息付与と利益支払いの両方を認めるなら、事業で果実が2重に生じる。そのため利息付与を禁止した¹⁶⁾。

第1読会の議論では、プロイセン第2草案の31条について「真実価値」と「作成時に有する価値」で記載すべしという2提案が出た。票決の結果31条をこれら2提案の精神で修正することになった¹⁷⁾。

合名会社の計算規定(109条, 110条, 112条)の審議で承認したのは、

- ①利息付与後に財産目録と貸借対照表で計算した損益を社員間で均等分配, 社員勘定に加減算記入(会社終了時の利益持分支払い),
- ②加算した利益について全社員に生計費の引出しを認め, 引出額について社員は利息を負担, ということであった¹⁸⁾。

匿名会社規定に関して第1読会では議論が紛糾して合意できなかった¹⁹⁾。ところが第1読会後の第1次編纂草案は、財産出資に利息付与, 損益は社員間で均等分配という規定が出現する。

V. 第1次編纂草案とニュルンベルク第2読会の議論

第1次編纂草案の会計規定は「表7」, 分析2視点は「表8」である²⁰⁾。

表7 ニュルンベルク会議第1次編纂草案

- ①総則32条:「作成の時に有する価値」(時価評価)
- ②合名会社
 - ・財産出資:利息付与(106条)
 - ・利益計算方法:財産目録と貸借対照表による(107条)
 - ・利益計算:毎年度実施,各社員勘定に加減算記入(107条)
 - ・利益分配方法:社員間均等分配(107条)
 - ・会社終了時に財産返還とともに利益支払い(105条)
 - ・社員死亡で会社解散(118条)
- ③匿名会社
 - ・損益の分配と支払い:毎年度社員間均等分配による支払い(154条)
 - ・社員の持分に対して利息付与(154条)
 - ・匿名社員死亡でも会社は解散しない(160条)
(無限責任社員死亡で会社解散)

分析視点①(会社事業のとらえ方)について,合名会社は,会社事業を1つの全体と見なし,会社終了時に損益を確定して支払う(105条)(全体損益計算)。これに対し匿名会社では毎年度利益を計算し,支払う(154条)(毎年度事業完結,期間損益計算)。(匿名会社の無限責任社員には全体損益計算。毎年の利益支払いは仮払い)

16) プロイセン第2草案及び理由書,第2部:理由書,78-79頁。

17) ニュルンベルク会議の議論,1.Theil,46-48頁。

18) 上掲書,205-207頁。

19) ルノーはその状況を述べている(Renaud[1881],S.313.)。

20) ニュルンベルク会議第1次編纂草案(『ニュルンベルク会議の議論』,Beilagenband,1.Theil,147-169頁)

表8 ニュルンベルク第1次編纂草案に関する2視点分析

会社事業のとらえ方 (分析視点①)	
・ 合名会社：会社事業は1つの全体，会社終了時に損益を確定・支払う (105条) (全体損益計算)	
・ 匿名会社：毎年度利益を計算し支払う (154条)	
：匿名社員は善意で受け取った利益の返還義務なし (154条)	
{ 匿名社員→期間損益計算	
{ 無限責任社員→全体損益計算 (毎年の利益支払いは仮払い)	
財産出資と労務出資の利益貢献度 (分析視点②)	
・ 合名会社：利息を付与して損益は均等分配 (106条, 107条)	
(労務出資と財産出資の利益貢献度は同じ)	
・ 匿名会社：財産出資に利息付与，損益は社員間で均等分配して支払う (154条)	
(無限責任社員と匿名社員の利益貢献度は同じ)	
利息は社員に分配される利益があるときのみ利益から引出しできる (155条)	

分析視点② (財産出資と労務出資の利益貢献度) について，合名会社も匿名会社も財産出資に利息を付与し損益は均等分配する (106条, 107条, 154条) (利益貢献度は同じ)。ただし匿名会社の利息は，社員に分配される利益があるときのみ，利益から引き出すことができることになった (155条)。

第2読会の審議では第1次編纂草案32条 (時価評価規定) を承認した²¹⁾。合名会社については，105条 (会社終了時の利益持分支払い) の削除が決まった²²⁾。理由は，合名会社の実務は1つの文章で表現できるほど単純ではない，そのため105条のような事柄は会社契約に委ねるべきということであった。

全員が賛成したのは，合名会社の損益計算は財産目録と貸借対照表に基づいて行う，財産出資に利息付与という2点であった。利率は長い議論ののち4%ということになった。その他に社員は毎年の利益持分の支払いを求める権利を有するというようになった。

匿名会社の審議では，154条第3項 (損益の社員間均等分配) の削除提案が出た。しかし合意に達せず，最終的に担当官に編纂を委ねることとなった²³⁾。理由は，全匿名会社に適合する規定を設けることは不可能であること，損益の分配方法はほとんどの会社契約が規定しているということであった。その他に合名会社の利益支払い (Gewinnauszahlung) 原則を匿名会社の利益計算と分配の基準にすることが決まった²⁴⁾。

もう1つ匿名会社の議論で注目すべきは，匿名会社 (die stille Gesellschaft) という名称を合資会社 (die Kommanditgesellschaft) に変更したことである。従来の匿名会社については，第3部に「匿名会社及び共同計算のための個別商事の合同について」を新設することにした。理由は，従来の匿名会社の中には，匿名社員の財産が無限責任社員の所有財産となる会社があり，それとは異なる「合資会社」形態を区別するためであった²⁵⁾。

21) 『ニュルンベルク会議の議論』, 3. Theil, 934頁, 991-992頁, 1106頁, 1151頁。

22) 上掲書, 991-992頁。

23) 上掲書, 1151頁。Renaud [1881], SS.313-315。

24) Renaud [1881], S.318; 『ニュルンベルク会議の議論』, 3. Theil, 1106頁; v. Hahn[1871], Commentar, zu Art. 161. §.2.

25) Vgl., Renaud [1881], SS.42-53.

VI. 第2次編纂草案とニュルンベルク第3読会の審議

ニュルンベルク第2読会のもの第2次編纂草案がでた（第2次編纂草案は『ニュルンベルク会議の議論』のBeilagenband, 1. Theilの207-276頁参照）。会計規定の内容は「表9」、分析2視点は「表10」である。

分析視点①（会社事業のとらえ方）について、合名会社では、会社事業を1つの全体と見なすけれども、前年度の利息と（経営に損害を及ぼさないかぎり）前年度の利益持分を引出すことができると規定した（107条）（全体損益計算、但し前期の利息と利益の引出しを承認）。合資会社では、無限責任社員は合名会社社員と同じ扱い（全体損益計算、151条）、匿名社員には会社事業は毎年度完結することになった（期間損益計算、151条）。

分析視点②（財産出資と労務出資の利益貢献度）について、合名会社は、財産出資に4%の利息を付与し（105条）、利益は均等分配する（108条）（利益貢献度は同じ）。合資会社については、法

表9 ニュルンベルク会議第2次編纂草案の会計規定の内容

<p>①総則 30条「付すべき価値」《時価評価》を規定</p> <p>②合名会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産出資に4%の利息付与（105条） ・ 財産目録及び貸借対照表で利益計算（106条） ・ 前年度利息の引出可能、前年度利益持分の引出可能（会社の明白な損害とならないかぎり）（107条） ・ 損益の社員間均等分配（108条） ・ 合名社員死亡で会社解散（119条） <p>③合資会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合名会社に関する105条～107条を合資会社に準用（151条） （出資金の利息付与（105条）、利益計算方法（106条）、前年度の利息と利益持分の引出権（107条）（108条は非適用） ・ 損益分配方法は会社契約に委ねる（152条） ・ 匿名社員は受領済利益持分をその後の損失でも返還不要（151条） ・ 匿名社員死亡で会社解散せず（160条） （無限責任社員死亡で会社解散）
--

表10 ニュルンベルク第2次編纂草案に関する2視点分析

<p style="text-align: center;">①会社事業のとらえ方（分析視点①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合名会社：会社事業は1つの全体。但し前年度利息と（経営に損害を及ぼさないかぎり）前年度利益持分の引出し承認（107条）（全体損益計算、但し前期の利息と利益の引出し承認） ・ 合資会社：無限責任社員は合名会社社員と同じ（151条）（全体損益計算） ：有限責任社員は毎年度完結（155条）（期間損益計算） <p style="text-align: center;">②財産出資と労務出資の利益貢献度（分析視点②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合名会社：財産出資に4%の利息付与（105条）、利益は均等分配（108条） （利益貢献度は同じ） ・ 合資会社：法律が基準を設けることを断念して会社契約に委ねる （利益貢献度の決定は会社契約に委ねる）

律が基準を設けることを断念して会社契約によることになった（利益貢献度は会社契約に委ねる。）。

第2次編纂草案に関する第3読会では、計算規定について、合名会社の105条最後の文言（「…会社の債務となる。」）の削除提案を否決した²⁶⁾。理由は、①利益がなくとも利息は計算する、②利益で補填できない部分は損失となる、③利息が（事業経営で生じた損失と同じく）損失を生み出し、生じた損失は社員が負担すべきである、ということであった。そこで第3項として「この利息付与の前に利益はなく、会社の損失は利息によって増加する。」を付加することが決まった（9. Theil, 4632-4634頁）。その結果、第3次編纂草案（会計規定変更なし）を経て、1861年普通ドイツ商法典が成立した。

Ⅶ. 1861年普通ドイツ商法典の会計規定

ADHGBの会計規定は「表11」、分析2視点は前述の「表1」と「表2」である。

分析視点①（会社事業のとらえ方）について、ADHGBは、合名会社について会社終了時に最終的な損益を確定する（全体損益計算）一方で、前年度利息と利益持分の支払いを認めた。合資会社の無限責任社員は合名会社の社員と同じである（全体損益計算）。有限責任社員にとっては、受け取った利益持分はその後の損失でも返還不要なので、この意味で期間損益計算を考えている。

分析視点②（財産出資と労務出資の利益貢献度）については、合名会社は利益を均等分配する（利益貢献度は同じ）。合資会社については法律で基準を設けることを断念した。

表11 ADHGBの会計規定の内容

<p>①総則31条：「付すべき価値」（時価評価）</p> <p>②合名会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産出資に4%の利息付与、利益は利息付与後の貸借対照表余剰、利息付与によって損失増加（106条） ・財産目録と貸借対照表で年度損益計算、分配利益は各社員勘定に増減額記入（107条） ・前年度利息引出可能、（会社の明白な損害とならないかぎり）前年度利益持分引出可能（108条） ・（契約なきとき）損益の社員間均等分配（109条） ・合名社員死亡で会社解散（123条） <p>③合資会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合名会社に関する106条～108条（上記）を合資会社に準用（161条）、有限責任社員は受領済利益持分をその後の損失でも返還不要（161条） ・損益分配方法は会社契約に委ねる（162条） ・有限責任社員死亡で会社解散せず（170条） （無限責任社員死亡で会社解散）

26) 第2次編纂草案105条（出資金へ利息付与）「各社員には、各事業年度末に、自己の出資について、あるいは自己の出資が前年度末で自己の損失持分を加算することで減少したときには、会社財産に対するその自己持分について、100分の4の利息を加算し、事業年度中に持分について引出した金額について、同じ割合で利息を控除する。これによって社員に加算する利息は社員の会社財産持分を増額し、会社の債務となる。この利息付与の前に利益はなく、会社の損失は利息によって増加する。（下線部が第3読会の付加提案箇所）」（105条に関する第3読会の議論は『ニュルンベルク会議の議論』, 9. Theil, 4632-4634頁参照）

ADHGBの規定について、アンシュッツ＝フェルデルンドルフ (Anschütz, Völderndorff [1868], 1. Band, [1870], 2. Band.), シュタウプ (Staub [1896]), フォン・ハーン (von Hahn [1871], 1. Band, S.318-327) の教科書等を参照してみよう。

31条の「付すべき価値」が時価を意味していることはこれまでの経緯から明白である。アンシュッツ＝フェルデルンドルフは会社の《利益》分配等では見込利益 (antizipirter Gewinn) を各社員勘定の貸方に増額記入する必要があると述べている (Anschütz, Völderndorff [1868], 1. Band, S.242)。

シュタウプ (Staub [1896] S.176, S.181) は、106条から109条について「Societät」(組合)概念、つまり社員は事業の成果に参加するけれども、事業が損益を生み出したのかどうかは会社終了時に決まるという見解に基づいている。これら規定は事業継続中の会社を「互いに補完しあう1つの全体」(ein zusammenhängendes Ganze)である見なししている。そのため事業終了時に初めて最終的な経営成果が決定できる。ただしADHGBはこの考えを貫徹せず、中間期間に利息ないし利益の引出しを認めた。しかし基本的考え方(1つの全体)にかわりはない。

106条(利息付与)について、アンシュッツ＝フェルデルンドルフ (Anschütz, Völderndorff [1870], 2. Band, SS.218-219.) は、シェフレ (Schäffle [1861]) の『国民経済学』(Die National-ökonomie) の § 134 と § 148 を指示して、利息は事業の生産費であり、利息を超えて稼得するものが純利益である、なぜなら会社を借入資本だけで経営するケースを考えてみればよい、もし資本利息分しか稼得しないなら会社には利益はない、そのため自己資本の利息を控除したのちにはじめて純利益が生じたということができると述べている。

107条(損益計算方法、年度損益は各社員勘定に加減算記入)について、シュタウプ (Staub [1896], S.180) は、合名会社の損益計算は、株式会社のように常に最初の財産状態にさかのぼる必要なく行う《株式会社は資本金を維持したのちの余剰として利益計算》、そのためある年度に社員の出資額が減少しても利益は存在できるし《減少した出資金基準の損益計算》、《過年度の損失で減少した》基本資本 (Stammkapital) が最初の額に戻る前でも《社員に利益を》分配できるという。フォン・ハーン (von Hahn [1871], SS.324-325) は、各社員勘定に4%の利息を加算する、加算後に利息全額を超える《貸借対照表》余剰が利益となる、この余剰を利益分配基準に従い(契約に基準がないときは109条により社員間で均等分配)(利息額だけ増えた)各社員勘定に増額記入すると述べている。

108条(前年度の利息と利益持分の引出請求権)について、アンシュッツ＝フェルデルンドルフは、商事慣行から出発して、計算規定に制限を設けたものであるという (Anschütz, Völderndorff [1870], 2. Band, SS.223-224)。すなわち、毎年度計算する利息も利益持分も社員の個人勘定あるいは資本勘定に貸方記入するだけである、社員は会社契約上決定している必要額だけを会社金庫から引出すことができる、しかし社員の意図は全体としての会社財産の増大と会社財産に対する個人持分の増大である、実際の利益分配は《出資の》増加分を含む出資資本の支払いとして会社解散時に行うという。108条2項からわかるのは引出請求権についての制限である。まず第1に社員が支払い請求できるのは、前年度の利息と利益持分だけであること《過年度の利息や利益持分に対する請求権はない》、第2に前年度の利益持分の支払いは会社の明白な損害とならないかぎりにおいてのみ要求できるということである。

シュタウプ (Staub [1896], S.181) は、108条について、利息と利益持分の引出しを原則として禁止し(第1項)、例外的にのみ認める(第2項)規定である。例外とは、社員は前年度の利息と利益を引き出す権利があるということになる。前者の利息は、会社の状態を考慮することなく、従っ

ても何も稼得していなくても、あるいは会社が債務超過でも、引出す権利がある。当然のことであるが、それだけの現金があるばあいにだけ、引出しを可能としなければならないという。

109条（損益の社員間均等分配）に関しアンシュッツ＝フェルデルンドルフ（Anschütz, Völderndorff [1870], 2. Band, SS.226-227）は、合名会社では、資本出資社員と技術等労務出資社員の区別なく、利益を社員間で均等分配する。なぜなら資本出資に利息付与を認めているからである。この方法は、出資額基準の利益分配と、均等割での利益分配の2つの制度を、商事慣行に合致する方法で統一した結果である。財産を提供せずに技能や商号を提供した社員は均等割の利益持分を得て、財産出資した社員は資本利息に加えて均等割の利益も取得するからである。

合資会社に関する161条では、合資会社の無限責任社員と有限責任社員に4%の利息付与（106条）、財産目録と貸借対照表による損益計算（107条）、損益の社員勘定への加減算記入（107条）、前年度の利息と利益の引出権（108条）を適用する（Staub [1896], S.283）。ただ有限責任社員は、前年度の利息引出しは認めるけれども、損失によって最初の出資金が減少しているなら、前年度の利益持分の引出しはできない。利益は最初の出資金の補填に使う。

162条の合資会社の損益持分の決定について、アンシュッツ＝フェルデルンドルフ（Anschütz, Völderndorff [1870], 2. Band, SS.365-366）は、合名会社と同じ方法は適用しない《損益計算については合名会社と同じ方法を採用》、損益の持分決定方法は会社契約に委ねることにし、契約にないときは裁判所の判断で決めると述べている。

類似の規定を1897年ドイツ商法典（HGB）は踏襲した（解説付邦訳参照²⁷⁾）。但し「利息」という表現ではなく「優先配当」という表現になっている。分析2視点もADHGBと基本的に同じ立場である（「優先配当」と「利息」が異なる。）。1897年HGBについての神戸大学外国法研究会の

27) 神戸大学外国法研究会編 [1956]（「商法総則」, 「会社法」, 「商行為法」）の「会社法」の部、合名会社は4頁以下、合資会社は93頁以下参照。例えば合名会社に関する120条（損益計算方法）について次のように述べる。「(1) 損益計算の基礎になるのは年度貸借対照表である。株式会社と違って合名会社には確定した資本というものがなく、合名会社の損益は最近の年度貸借対照表との比較によって生ずる。それ故に第2年度以後には、損益は最初の営業資本とは無関係に計上せられ得るわけである。… (2) 会社の損益について社員の受ける配当分は、帳簿上社員の資本勘定に現われる。年度年度の損益配当が、社員の資本持分を増減する。資本持分は、それがプラスであつても社員の債権ではなく、マイナスであつても債務ではない。それはまた会社財産に関する共有持分でもない。資本持分は、会社資本に対する社員の経済的参加を数字で示しただけのものである。損失の負担分が資本持分を減少するばかりでなく、例えば第122条の規定により若しくは約定により引出し得べくして引出したる金銭もまたその額だけ資本持分から控除せられることになっている。然るに引出すべからざるに引出したる金額は会社に対する債権債務と共に別の勘定に記入せられるのである。」

121条（利益分配基準）については次のようである。「[註] 本条は利益分配の規準を定めたものである。斯かる規定は、日本商法には無い。日本民法674条に相当する規定は独逸民法にもある。しかし、その独逸民法第722条は平等分配の建前を採っている。既に日本とは違うわけである。(1) …《各社員の資本持分に与えられる100分の4の》優先配当は、その営業年度に於けるプラスの資本持分に対してのみ与えられるのである。それは、言ってみれば会社に資本を提供したことに対して受ける代償のようなものである。… (2) 優先配当に充てた残りの年度利益は各社員に平等に分配せられることになっている。この超過利益の分配には、マイナスの資本持分を有する社員も同様に与かることになっている。… (5) 損益の分配とか配当とかいっても、それはここでは帳簿上の計算に過ぎない。分配せられた損益は各社員の資本勘定に記入せられる。利益は資本持分を増加する。損失はそれを減少する。利益を引出すとすると、第122条の規定に従わねばならない。資本勘定の欠損は、清算になつて初めて填補せられる。」

表 12 1897 年 HGB 会計規定の内容

- ①総則 40 条：「財産目録及び貸借対照表調整の時に有する価格」（売却時価評価）
- ②合名会社
- ・財産目録と貸借対照表で年度利益計算，分配損益は各社員勘定に増減額記入（120 条）
 - ・資本持分の 4 % を優先配当，優先配当付与後の利益は社員間均等分配（121 条）
 - ・前年度資本持分の 4 % まで引出可能，（会社の明白な損害とならないかぎり）前年度利益配当引出可能（122 条）
 - ・社員死亡で会社解散（131 条 4 号）
- ③合資会社
- ・損益計算は合名会社に関する 120 条を準用（167 条）
 - ・資本持分の 4 % を優先配当（168 条）
 - ・有限責任社員には前年度利益の引出権のみ付与（169 条）（無限責任社員は合名会社の 122 条を準用）
 - ・有限責任社員死亡で会社解散せず（177 条）（無限責任社員死亡で会社解散）

解説も ADHGB の計算規定に関する分析内容とほぼ同じである（株式会社については 1884 年株式法改正法を適用する。）。これら規定は 1985 年まで続く。

VIII. ドイツ商法とロエスレル日本商法草案との比較

このようなドイツ商法の会計規定をロエスレル商法草案と比較してみよう。評価規定について、ロエスレル草案も ADHGB も時価評価を求めている（前述 107 頁参照）。ロエスレルは時価評価規定はドイツ商法を模範にしたと述べ（邦訳『商法草案／ロエスレル氏起稿』，202 頁），株式会社にも同じ規則を適用するかのごとき表現をしている（同上邦訳，201 頁「株式会社ニ在リテハ…」）。

19 世紀前半のドイツでは（1870 年株式法改正法で株式会社設立に準則主義を採用するまで）株式会社設立に政府の許可が必要であった。株式会社定款も，1870 年株式法改正法以前のもは，時価評価をほとんど規定していない²⁸⁾。株式会社は ADHGB 総則の評価規定の適用対象外であった。これに対しロエスレル草案は時価評価を株式会社にも適用するかのようなのである。ロエスレル草案を受け継いだ明治 32 年商法成立後に株式会社実務に混乱が生じるのは当然であった²⁹⁾。

合名会社と合資会社の損益計算に関してロエスレル草案には，ドイツ商法が設けているような規定がない。ロエスレル草案の計算規定の意図と目的は何か。分析 2 視点をどのように判断すべきか。

分析視点①（会社事業のとらえ方）について，ロエスレル草案は，合名会社では社員の退社を認め（131 条），退社社員の責任期間を退社後 1 年に限定（139 条），労務出資社員への財産返還なし（138 条）と規定している。ロエスレルは会社事業は 1 年ごとに完結する（期間損益計算）と考えているようである。

分析視点②（労務出資と財産出資の利益貢献度）について，労務出資者も財産出資者も経営に対する権利義務は同じである（99 条）。ところが損益分配に関しては出資額基準による（78 条，113 条「損益…持分は…出資の貨幣価値の割合による。」）。経営責任は各社員同じとする一方で，損益分配は出資額基準という考え方は首尾一貫してない。ロエスレルの出資額基準の論拠を要約する（ロエスレル商法草案 113 条の理由，邦訳，189-192 頁）。

28) 拙著 [2001] 参照。

29) 高寺貞男 [1974]，第 VI 章「明治 32 年の商法と評価損益論争」（333-388 頁）参照。

- ④利益を生み出すもとは資本である。(資本が本来の生産要素である。労務の利益貢献度は低い。)
- ⑤そのため利益を出資額割合で分配することが正しい方法である。これはローマ法にも合致している。
- ⑥ADHGBが採用している4%の利息付与は作為的な仕組みで根拠がない。これは利益誕生について間違った考え方に基づいている。
- ⑦出資額基準採用には労務出資を評価しなければならない。評価は会社契約で行うべきだが、争いがあるときは裁判官に判断をゆだねる。

ロエスレルの主張はADHGBの論拠と異なっている。プロイセン第2草案110条(損益の均等分配)の理由をまとめる³⁰⁾。

普通法では、合名会社に関して、

- ①損益分配基準は契約による。
- ②(契約にないとき)ローマ法では損益は社員間で均等額分配する。
- ③「②」に対して出資額基準によるべきという批判が出ている。
- ④しかし出資額基準は近年の研究や法律実務も認めていない(Seuffert's Archiv, 1854, 7.Bd., S. 209)。
- ⑤但し出資額基準は地方特別法(ALR, フランス民法典, オーストリア民法典)は認めている。
- ⑥出資額基準では労務出資は最少の財産出資と同じ扱いである(ALR・I. 17, S 251, フランス民法典1853条)。
- ⑦商事慣行は異なる。まず財産出資に利息を付与する。利息付与後の貸借対照表余剰は各社員に均等分配する。
- ⑧財産出資は合名会社では最重要ではない。
- 理由：i. 全社員が無限責任を負っている。
- ii. 経営する社員の個性が会社の業績に反映する。
- ⑨そこでプロイセン第2草案は商事慣行の方法を受け入れることにした。

ローマ法が、「⑤」について、(会社契約に規定がないとき)利益の均等分配を規定していることは、明治期翻訳のフランス民法典の教科書(デルソル著『仏国民法解釈』, ムールロン著『佛国民法覆義』)も認めている^{31) 32)}。フランス民法が出資額基準を定めて労務出資を最少財産出資と同じ扱いとしていることについても批判している。ファンゲロフ(Vangerow[1856])はバンデクテン法の教科書で利益の均等割の論拠としてガーイウス著『法学提要』(VIII)を指示している³³⁾。

「資本が本来の生産要素である。労務の利益貢献度は低い」(「④」)というロエスレルの主張は、ニュルンベルク会議の議論や合意と異なる。ニュルンベルク会議の議論や合意は次のようなものである(『ニュルンベルク会議の議論』, 3. Theil, 994頁, 999頁)。

- ①利益稼得には「労働」と「資本」が必要である。

30) プロイセン第2草案及び理由書, 第2部:理由書, 60-61頁。

31) デルソル著・箕作麟祥訳 [1877], 平成20年, 369-370頁。

32) ムールロン著・一瀬勇三郎・井田鐘次郎共訳 [1882], 平成13年, 290頁。その他に石本雅男稿 [1935], 61頁と64頁註14で, Dernburg [1911-1912], S.812と末松謙澄訳註 [1916]『ユスチーニアース帝欽定羅馬法学提要3版』, 404頁を指示して, ローマ法では「組合員の利益及損失に関する持分は特約なき限り平等」であると述べている。

33) Vangerow [1856], S.498. ガーイウス著・佐藤篤士監訳 [2000], 131頁「150 そして, 利益と損失の割合について組合員の間で合意がなされていなかった場合, 利益と損失が組合員の間で等しい割合で分配されることは明白である。」

- ②そのため利益分配でこれら2要素を考慮に入れなければならない。
- ③資本については利息付与で考慮している。
- ④労働に関しては利益の貢献度は同じであるとして均等分配することで考慮する。

評価規定はロエスレル草案とADHGBは同じ、会社規定は形式的に似ている。しかし損益計算の考え方や会社事業に関する解釈や意図は異なる。ロエスレルは、合名会社や合資会社を株式会社のいわば小型版と扱う一方で、利益計算方法は逆に商事慣行を受け継いだ合名会社の時価評価による財産比較計算を念頭においている。

IX. むすび

ADHGB 総則の評価規定は合名会社ないし合資会社の年度利益計算を目的にしていた。毎年度末に各社員の資本持分に対して4%の利息を各社員勘定に増額記入する。そののちに残る貸借対照表余剰を、合名会社では社員に均等分配する。そのための財産目録及び貸借対照表作成基準として「付すべき価値」（時価評価ないし普通価値）での評価を求めた。分配済利益持分の支払いは（毎年度末ではなく）会社終了時に出資財産の返還とともに行うことになっていた。（ニュルンベルク会議の結果、ADHGBは前年度利息と前年度利益持分は引出してよいことになった。）

合資会社は、合名会社制度に、有限責任社員を加えたものである。有限責任社員に対する利益支払いを除き、基本的計算規定は合名会社と同じであった。ADHGB成立後の教科書やコンメンタールも同じ理解をしている。

ADHGBの評価規定は株式会社を対象としたものではなかった。1870年株式法改正法が株式会社の損益計算について財産の時価評価を認めるかのごとき規定(239条a)を設けた。それによって株式会社会計実務に混乱を生じさせることになった。混乱が収まったのは、1884年株式法改正法が、株式会社と株式合資会社だけに限って、固定資産の減額記入(減価償却)ないし更新基金の積み立てを条件に取得原価評価を認めたときであった。1897年ドイツ商法典はこれに対し総則規定、合名会社と合資会社規定でADHGBと基本的に同じ規定を続ける(「利息」が「優先配当」に変わった。)

明確な意図と目的を持ったドイツ商法に対して、ロエスレル草案は、各種会社の設立意図、目的、会社事業に対する考え方がはっきりしない。総則の評価規定に関して、(ドイツ商法が対象としていた合名会社と合資会社の利益計算規定だけではなく)株式会社の利益計算にも適用するかのごとく解釈できる。合名会社では財産出資を重視し、労務出資の役割を低く見ている。合名会社も合資会社も社員の退社を認めている。この意味ではロエスレルは合名会社と合資会社についてADHGBの会社とは異なる種類の、財産出資を中心とした会社形態を志向し、利益計算についてはADHGBの意図を知ることなく結果として合名会社と合資会社の方法を採用することになった。

明治32年商法がロエスレル草案を受け継ぎ、株式会社会計実務に混乱が生じる。混乱は明治44年商法改正で時価以下主義を採用することで終了する。

付表：ドイツ商法典（草案）と明治商法の会社規定、評価規定、計算規定、分配規定一覧

	1794		1856	1857	1857	1857	
法律(案)	プロイセン一般ラント法(ALR)	会社種類	プロイセン第1草案	プロイセン第2草案	ニュールンベルク第1次編纂草案	ニュールンベルク第2次編纂草案	
計算書類	財産目録 決算書 II 8§642	X	財産目録 貸借対照表 (§32)	財産目録 貸借対照表 (§30, §31)	財産目録 貸借対照表 (§30, §31)	財産目録 貸借対照表 (§28, §29)	
評価方法	・取得原価(II 8§644) ・不均等原則(同上) ・貸倒償却(II 8§645)等	X	・取得原価(§33) ・不均等原則(同上) ・貸倒償却(同上)等	・財産の価値(§30) (=時価(§109)) ・評価損、償却他(§31)	・作成時に有する価値(§32) (=時価；第1諮会審議から) ・評価損他(§32)	・付すべき価値(§30) ・評価損他(§30)	
会社事業の とらえ方	・商事会社 毎年度完結？ (II 8§642, §656) (取得原価評価による実 現利益計算(上述) から推測)	合名会社	「1つの全体」(§108) (社員は無限責任) (会社終了時に完結)	「1つの全体」(§112) (社員は無限責任) (会社終了時に完結)	「1つの全体」(§105) (社員は無限責任) (会社終了時に完結)	「1つの全体」(§107) (社員は無限責任) (会社終了時に完結)	
		合資会社 (匿名 会社)	無限 責任 社員	「1つの全体」 (無限責任のため) (無限責任 社員死亡で会社解散§161)	「1つの全体」 (無限責任のため) (無限責任 社員死亡で会社解散§161)	「1つの全体」 (無限責任のため) (無限責任 社員死亡で会社解散§160)	「1つの全体」 (無限責任のため) (無限責任 社員死亡で会社解散§160)
			有限 責任 社員	「毎年度完結」(§158) (受取済配当返還不要)	「毎年度完結」(§151) (受取済配当返還不要)	「毎年度完結」(§154) (受取済配当返還不要)	「毎年度完結」(§151) (受取済配当返還不要)
労務出資と 財産出資	・商事会社 ・契約による共同体 契約による 無契約時は出資割合 (I 17§251) (労務出資=最少財産出資) (I 17§253)	合名会社	貢献度は同じ(§107) (財産出資には利息付与§109)	貢献度は同じ(§107) (財産出資には利息付与§109)	貢献度は同じ(§107) (財産出資には利息付与§106)	貢献度は同じ(§108) (財産出資には利息付与§105)	
		合資会社 (匿名会社)	不明	貢献度異なる(§151) (労務出資=最少財産出資 (§151))	貢献度は同じ(§154) (財産出資には利息付与で優遇 (§154))	契約による 無契約時裁判官の判断 (§152)	
資本利息	・商事会社 (合名会社・合資会社 の区別なし・以下同) 通常の利率 (II 8§653)	合名会社	あり (§107)	あり (§110)	あり (§106)	4% (§105)	
		合資会社 (匿名会社)	・匿名社員だけ 分配利益から(§160)	・なし(§151) ・匿名社員だけ 分配利益から(§153)	§154 (引出しは配分利益があると き(§155))	4%(§151) (合名会社の利息付与規定を適用)	
利益計算 方法	・商事会社 財産目録、決算書 (II 8§642)	合名会社	規定なし (参考：§107)	財産目録 貸借対照表 (§109)	財産目録 貸借対照表 (§107)	財産目録 貸借対照表 (§106)	
		合資会社 (匿名会社)	規定なし (参考：§162)	財産目録 貸借対照表 (§155)	規定なし	財産目録 貸借対照表 (§151)	
利益分配 方法	・商事会社 契約による(II 8§642) ・契約による共同体 無契約時は出資割合 (I 17§251) (労務=最少財産出資) (I 17§253)	合名会社	契約による (無契約時均等配分) (§107)	契約による (無契約時均等配分) (§110)	均等配分 (§107)	均等配分 (§108)	
		合資会社 (匿名会社)	毎年分配 (§158)	・出資割合(§151) (労務=最少財産出資(§151))	均等配分 (§154)	契約による 無契約時裁判官の判断 (§152)	
利益支払 時点	・商事会社 毎年 (II 8§642, §656)	合名会社	会社終了時 §108	会社終了時 (§112)	会社終了時 (§105)	前年度の利益持分 (経営を害しないかぎり) (§107)	
		合資(匿名)会社	不明 (分配規定のみ) (§158)	毎年 (§151)	毎年 (§154)	前年度の利益持分 (§151)	

		1857/1861	1897	18--	1899
法律(案)	会社種類	第3次編纂草案／普通ドイツ商法典	ドイツ商法典	ロエスレル商法草案	明治32年商法
計算書類		財産目録 貸借対照表 (§29, §30)	財産目録 貸借対照表 (§39)	財産目録 貸借対照表 (33条)	財産目録 貸借対照表 (§26条)
評価方法		・付すべき価値(\$31) ・評価損他(\$31)	・付すべき価値(\$40) ・評価損他(\$40)	実際に有している価値 又は市場価値 (33条)	財産目録調整時の 価格(26条)
会社事業の とらえ方	合名会社	「1つの全体」 (§107) (社員は無限責任) (会社終了時に完結)	「1つの全体」 (§122) (社員は無限責任) (会社終了時に完結)		毎年度完結？ 社員退社可能(68条) 責任は退社後2年間(73条)
	合資会社 (匿名会社)	無限責任社員 「1つの全体」 (無限責任のため) (無限責任社員死亡で会社解散\$170)	「1つの全体」 (無限責任のため) (無限責任社員死亡で会社解散\$177)		毎年度完結？ 合名会社規定準用(105条)
	有限責任社員	「毎年度完結」 (§161) (受取済配当返還不要)	「毎年度完結」 (§169) (受取済配当返還不要)		毎年度完結？ 合名会社規定準用(105条)
労務の利益貢献度 出資と財産出	合名会社	貢献度は同じ (§109) (財産出資には利息付与\$106)	貢献度は同じ (§121) 資本持分には4%優先配当 (§121)	貢献度異なる (113条)	貢献度異なる？ (50条)
	合資会社 (匿名会社)	契約による 無契約時裁判官の判断 (§161)	契約で約定していると見なす (§168)	貢献度異なる (合名会社規定準用113条)	貢献度異なる (合名会社規定準用105条)
資本利息	合名会社	4% (§106)	4%優先配当 (§121) (利息なし)	なし？ (34条の理由)	規定なし
	合資会社 (匿名会社)	4% (§161) (合名会社の利息付与規定を適用)	利息なし (4%優先配当 (§168))	言及のみ (34条,172条)	規定なし
利益計算方法	合名会社	財産目録 貸借対照表 (§107)	貸借対照表 (§120)	規定なし	規定なし
	合資会社 (匿名会社)	財産目録 貸借対照表 (§161)	貸借対照表 (§167) (§120を準用)	規定なし	規定なし
利益分配方法	合名会社	均等配分 (§109)	4%優先配当を超える 利益は均等配分 (§121)	出資割合 (78条,113条) (議決権平等99条)	規定なし
	合資会社 (匿名会社)	契約による。 無契約時裁判官の判断 (§162)	4%優先配当を超える 利益分配は契約による (§167, §168)	出資割合 (78条)	規定なし
利益支払時点	合名会社	前年度の利益持分 (経営を書しないかぎり) (§107)	4%優先配当と前年度の利益持分 (後者は経営を書しないかぎり) (§122)	規定なし	繰越損失がないとき (67条)
	合資(匿名)会社	前年度の利益持分 (§161)	無限責任社員 (同上) 有限責任社員は利益額 (§168, §169)	毎年(繰越損失がないとき) (172条)	規定なし

参考資料：

- ALR [1794], *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794, Textausgabe, Mit einer Einführung von Hattenhauer H. und einer Bibliographie von Bernert G.*, 1970 Frankfurt am Main/Berlin, Alfred Metzner Verlag.
- Anschütz, August, Völderndorff, Otto von [1868], *Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuche mit Ausschluss des Seerechtes*, 1. Band, Erlangen, Palm & Enke; dieselbe [1870], 2. Band.
- Beck, Johann Jodocus [1724, 1742, 1750, 1765], *Vollständiges und nach dem heutigen Crurial-Stilo eingerichtetes Formular darinnen verschiedene Instrumenten wie sie von denen Notariis ausgefertigt werden*, Nürnberg und Franckfurt, Johann Christoph Lochners. (Google ブックス利用)
- Brinckmann, Carl Heinrich Ludwig [1853], *Lehrbuch des Handelsrechts mit Ausschluß der Lehren des Wechsel, See- und Assekuranzrechtes*, Heidelberg, Bangel & Schmitt.
- Büsch, Johann Georg [1808], *Theoretisch-praktische Darstellung der Handlung in ihren mannigfaltigen Geschäften*, 2. Band, Hamburg, Benjamin Gottlob Hoffmann.
- Dernburg, Heinrich [1911-1912], *System des Römischen Rechts*, 2 Bände, 8. umgearb. Aufl., bearbeitet von Paul Sokolowski, Berlin, H.W. Müller.
- プロイセン第1草案と専門家会議議事録：*Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für die preußischen Staaten und Protokolle über die Berathungen mit kaufmännischen Sachverständigen und praktischen Juristen* [1856], eingeleitet und herausgegeben von Werner Schubert, Nachdruck 1986, Keip Verlag Frankfurt/Main, nach einer Vorlage aus dem Besitz des Juristischen Seminars der Universität Kiel.
- プロイセン第2草案及び理由書：*Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für die Preußischen Staaten. Nebst Motiven, Erster Theil: Entwurf* (第1部：草案), *Zweiter Theil: Motive* (第2部：理由書), Berlin 1857. (Google ブックス利用)
- ニュルンベルク会議の議論：*Protokolle der Kommission zur Berathung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetzbuches*, Im Auftrage dieser Kommission herausgegeben von Lutz, Würzburg, 1858-1861, 1. Theil-9. Theil, Beilagenband 1. Theil-2. Theil und Registerband (全12冊) (第1巻から第9巻までは通し頁である。全5152頁。第10巻以降にあたる Beilagenband がプロイセン草案や第1次編纂草案等を掲載している。) (Google ブックス利用)
- 1870年株式法改正法及び理由書：*Entwurf eines Gesetzes, betreffend die Kommandit-Gesellschaften auf Aktien und die Aktien-Gesellschaften mit Motive* [1870], (in: *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages des Norddeutschen Bundes*, I. Legislatur Periode - Session 1870, 4. Bd., Anlagen zu den Verhandlungen des Reichstages von Nr.73-216, Berlin, SS.303-827)
- Hahn, Friedrich von [1871], *Commentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch*, 1. Bd., 2. Aufl., Braunschweig, Friedrich Vieweg und Sohn.
- Hansemann, David [1837], *Die Eisenbahnen und deren Aktionäre in ihrem Verhältniß zum Staat*, Leipzig und Halle, Renger.
- Jolly, Jurius [1847], Das Recht der Aktiengesellschaften, in: *Zeitschrift für deutsches Recht und deutsches Rechtswissenschaft*, Bd. 11, 1847, SS.317-449.
- Passow, Richard [1821], *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen, Band I: Allgemeiner Teil*, 3. neu durchgesehene Aufl., Leipzig, B.G.Teubner, reprinted 1981 by Nihon Shoseki.
- Pöhls, Meno [1828], *Darstellung des gemeinen Deutschen und des Hamburgischen Handelsrecht für Juristen und Kaufleute*, Erster Band, Allgemeiner Theil, Hamburg, Hoffmann und Campe.
- Pöhls, Meno [1842], *Das Recht der Actiengesellschaften mit besonderer Rücksicht auf Eisenbahngesellschaften*,

- Hamburg, Hoffmann und Campe.
- Renaud, Achilles [1881], *Das Recht der Commanditgesellschaften*, Leipzig, B. Tauchnitz.
- (Seuffert's, J. A.) *Archiv für Entscheidungen der obersten Gerichte in den deutschen Staaten*, 7. Band, 1854, SS.209-210 (Vertheilung des Gewinns unter mehrere Gesellschafter bei verschiedener Einschüssen). (利益の社員間均等分配を認めた上級裁判所判決)
- Roesler, Karl Friedrich Hermann 『ロエスレル日本商法草案註解 (独文) 第1巻』 (新青出版, 1996年9月, 復刻版) (邦訳『商法草案/ロエスレル氏起稿』(第1~第4) (司法省, 18--年))
- Schäffle, Albert Eberhard Friedrich, [1861], *Die Nationalökonomie oder Allgemeine Wirthschaftslehre*, Leipzig, Otto Spamer.
- Schiebe, August [1841], *Die Lehre von den Handels-Gesellschaften. Nach französischen Quellen*, Leipzig, Ernst Fleischer.
- Staub, Hermann [1896], *Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch (ohne Seerecht)*, 3. und 4. Auflage, Berlin, J. J. Heines.
- ter Vehn, Albert [1929], Die Entwicklung der Bilanzfassungen bis zum AHGB, *ZfB*, 1929, 6. Jahg., SS.161-169, SS.241-253, SS.329-345, SS.431-445.
- Treitschke, Georg Karl [1844], *Die Lehre von der unbeschränkt obligatorischen Gewerbe-gesellschaft und Commanditen: nach römischen Recht, mit Rücksicht auf neuere Gesetzgebungen*, Leipzig, C. H. Rectam.
- Vangerow, Karl Adolph von [1856], *Lehrbuch der Pandekten*, 3. Band, 6. Auflage, Marburg, N.G. Elwert.
- 安藤英義著 [1985] 『商法会計制度論—商法会計制度の系統的及び歴史的研究—』 国元書房。
- 石本雅男稿 [1935] 「羅馬法に於ける Societas の概念とその機能 (一)」 『法と経済』 (立命館大学), 3巻2号, 51-74頁。
- 神戸大学外国法研究会編 [1956] 『独逸商法 [I]』 [商法総則] [会社法] [商行為法] (現代外国法典叢書6) 復刊版, 有斐閣。
- 大隅健一郎著 [1953] 『株式會社法変遷論』 有斐閣。
- ゲーイウス著・佐藤篤士監訳 [2000] 『法学提要』 (『早稲田法学』, 75巻4号, 109-155頁)。
- 川端保至著 [2001], 『19世紀ドイツ株式会社社会計の研究』, 多賀出版。
- 末松謙澄訳註 [1916] 『ユスチニアヌス帝欽定羅馬法法学提要3版』 (訂正増補再版), 有斐閣。
- 高寺貞男著 [1974] 『明治減価償却史の研究』 未来社。
- デルソル著・箕作麟祥訳 [1877] 『仏国民法解釈』 (第3篇・自第6巻至第9巻, 明治10年印行) (日本立法資料全集別巻507, 平成20年, 信山社)。
- 土方久著 [1986] 『近代会計の基礎理論—ダイナミッシュ・ピランツの研究』 (増訂版), 森山書店。
- ムールロン著・一瀬勇三郎・井田鐘次郎共訳 [1882] 『佛國民法覆義』 第3帙第2巻 (日本立法資料全集別巻192, 平成13年, 信山社)。
- 百瀬房徳著 [1998] 『貸借対照表法の生成史—プロイセン法の形成過程—』 森山書店。